

市役所からの お知らせ



乳がん検診 を受けましょう



市では、マンモグラフィ(乳房X線撮影)検査と視触診検査を併せて行っています。受診は事前にお申し込みが必要です。

対象▶平成26年3月31日時点で40歳以上の偶数歳の女性

料金▶40歳代のかたは2千900円、50歳以上のかたは2千300円

マンモグラフィ検査日程(9月分)

- ①にぎわい交流館(中通)：2日(月)、②北部市民サービスセンター：11日(水)、③中央健診センター(川尻町)：毎週月曜日(祝日除く)、④中通健康クリニック(南通)：平日
申し込み▶保健予防課(883)1176へ。視触診検査は後日受診してください。実施医療機関など、詳しくはお問い合わせください

■マンモグラフィと視触診の検査を同日に受ける場合

次の医療機関へ、()の時間内に直接お申し込みください。

①市立秋田総合病院(867)7489(平日午前10時～午後3時)

*毎月2回水曜日の午後5時～7時に夕暮れ検診を実施しています。

②はしづめクリニック(883)3388(診療時間内)

③あきた駅前内科外科クリニック(837)6500(診療時間内)

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

- ④あきた乳腺クリニック(834)2061(月・火・木・金曜日、平日午前11時30分～午後1時)
⑤秋田組合総合病院(880)3000(平日午後1時30分～3時)

動物は愛情を持って 飼いましょ



「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、9月から施行されます。動物を飼っているかたは、改めて動物の命の尊さを見つめ直し、周囲の住環境に配慮して動物を飼いましょ。

改正点①：動物の所有者の責務として、「逸走(脱走)の防止や繁殖に関する適切な措置を行い、動物がその命を終えるまで適切に飼養(終生飼養)すること」が定められました。

改正点②：犬や猫の引き取りを、動物の所有者から求められた場合は市保健所が対応しますが、犬猫等販売業者からの依頼や終生飼養の原則に反する場合は拒否できるようにになりました。

*市保健所では引き取った犬や猫を希望するかたに譲渡しています。詳しくは衛生検査課のホームページをご覧ください。

改正点③：個人や動物愛護団体などが行う、営利を目的としない動物の譲渡や保管、貸し出し、展示

なども都道府県知事への届け出が必要になりました。

改正点④：愛護動物の殺傷や虐待、遺棄に関する罰則が強化されました。これらの行為は犯罪です。絶対にやめましょ。

問い合わせ

衛生検査課(883)1182

医療に関するご相談は 医療安全支援センターへ

市保健所では、安心して医療を受けることができる環境づくりを進めるため、「秋田市医療安全支援センター」で、医療安全に関する相談の受け付けや情報提供を行っています。

平成24年度は133件の相談があり、おもな相談内容は次のとおりです。相談はご本人のほか、家族、友人からも受け付けます。

平成24年度のおもな相談内容

- 健康や病気に関すること 76件
- 医療行為・内容に関すること 77件
- 医療従事者の接遇に関すること 11件

医療事故・過誤に関すること 2件

医療費に関すること 1件

薬に関すること 6件

医療機関の施設紹介や案内 9件

その他 21件

こんなときはご相談ください

・治療について十分な説明がない

- ・医療器具が清潔でない
- ・無資格者が医療行為を行っているようだ
- ・どこに相談すればいいかわからない

*次の相談はお受けできません。

医師の診断や治療内容の是非、過失の有無/医療機関と患者との医療事故や医療費のトラブル/病状に応じた特定の医療機関の紹介など

相談・問い合わせ

秋田市医療安全支援センター(八橋南一丁目8-3 市保健所1階)平日の午前9時～正午、午後1時～4時

相談専用電話(883)1229

*面接相談は事前予約が必要です。

気象情報に「特別警報」 を新設します

気象庁では8月30日(金)から、従来の警報に、激しい大雨や大きな津波などが予想され、重大な災害による危険性が高まっていることを知らせる「特別警報」を新たに追加します(「東日本大震災」や「伊勢湾台風」の高潮などが該当)。

特別警報が出たら、屋外の状況や、避難指示・勧告などに留意し、ただちに命を守るための行動をとります。

問い合わせ

秋田地方気象台
(864)3955

ヤマト運輸の未次支店長
(左)と穂積市長



ヤマト運輸と災害協力の協定を締結しました

7月18日、秋田市とヤマト運輸(株)秋田主管支店の間で、「災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定」を締結しました。協定では、市内で大規模な災害が発生した際、緊急物資の避難所への配送や保管などを互いに連携・協力していくことを定めています。

問 防災安全対策課☎(866)2021



就学前のお子さんの行動発達面をサポート

市では、新たに「幼児発達支援事業」を実施します。3歳児健診を終えた後、保育所(園)などの集団生活の中で表面化してくるお子さんの行動面の心配ごとに、専門スタッフが応じます。状況に応じて、下記のサービスをご利用ください。

問い合わせ 子ども健康課☎(883)1174

キッズ・ステップノート(幼児発達記録票)

保育所(園)の年中クラス(4歳児)の保護者のかたが、お子さんの現在の様子を記録することで、成長や発達を確認していただくノート(B6判14ページ)です。ノートに記録して、お子さんの発達や子育てで気になることがあったときは、保育所(園)の健康診断などで相談しましょう。

ノートの入手方法など詳しくは、子ども健康課へお問い合わせください。ノート(様式)は子ども健康課ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ch/hl/>



「台湾健康都市聯盟」のみなさんと穂積市長

“エイジフレンドリーシティ”台湾から本市を視察に

7月24日、台湾新竹市の許明財市長を代表とする「台湾健康都市聯盟」のみなさんが穂積市長を表敬訪問しました。

世界保健機関(WHO)の「エイジフレンドリーシティグローバルネットワーク」に、国内で唯一参加している本市との意見交換を行うことが今回の訪問目的。同連盟のみなさんは、高齢者にやさしい都市の実現に向けた本市の取り組みなどについて、真剣に耳を傾けていました。

「エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)」について、詳しくは長寿福祉課へ。☎(866)2095

すくすく電話相談室(毎月、実施日が決まっています)



3歳児健診を終えたお子さんの保護者が対象です。落ち着きがない、友達と遊べないなどの心配事に臨床心理士が電話で応じます。事前に子ども健康課へお申し込みください。☎(883)1174

9月の相談日時 9月11日(水)と25日(水)、いずれも13:30~16:30
*実施日は、随時広報あきたに掲載します。

気になることは、気軽にご相談ください

市では、秋田県臨床心理士会の協力により、保育所への巡回面談、面接や電話による発達相談を行っています。臨床心理士とは、心理的な悩みに対する専門職で、お子さんの発達や子育てに関する相談に専門的にアドバイスします。

相談では次のように対応します

- 「話が苦手」、「落ち着きがない」、「お友だちと遊べない」、「わがまま」、「引つ込み思案」など、気になる行動について、専門的な視点で発達をチェックします
- 「どうやって怒ればいいのか?」、「甘やかしすぎかな?」など、しつけや接し方について、効果的な方法をアドバイスします
- 家族関係や仕事と子育ての両立など、育児に関する相談を聴くことで不安を和らげ、対応方法を一緒に考えます